時　間　外　使　用　の　ご　案　内

早朝野球の使用について

（使用開始時刻）

・使用開始時間は午前６時からとなります。午前６時までは施設に入らないでください。

（自主管理）

・午前８時３０分までは施設職員が出勤しませんので、使用者において規定を遵守し、自主管理の基に使用していただくこととなります。

・自主管理とは「公園正門（浜街道側）・南門（堤防側）・ダッグアウト出入口・内野及び外野芝生席出入口の開閉さらに終了後のグラウンド整備と施設の清掃」をいう。

（事前登録）

・この時間帯に使用しようとする団体は使用するチーム毎に**「時間外使用に係る登録申請書」**により、必要事項を届出て事前に登録していただきます。登録できていない場合は使用できません。

・登録の有効期限は年度内４／１～３／３１までとし、既に登録した事がある団体でも年度が変われば、再登録が必要です。

（許可申請）

・使用許可申請は規則に規定された手続きで、使用許可を受けてください。

（鍵の借用）

・**「鍵」**の借用については使用する前日の午前９時から午後９時までに体育館窓口まで鍵を取りに来てください。**（前日が体育館休館日である場合は前々日に取りにくること）**

・**「鍵」**と一緒に**「時間外使用に係る使用報告書」**を受け取ってください。

（設備の使用）

・施設防犯警備の関係で、管理棟内には入れません。よって、スコアボードはご利用いただけません。

（騒音）

・使用中は早朝であることから、近隣の住民に迷惑とならないように特に大きな音などには充分配慮してください。駐車場においても大声などを出さず、また、アイドリングは避けてください。

（事故の発生）

・使用中は事故のないように細心の注意を払っていただくともに万が一、事故などが発生した場合は使用者の責任で手当てなどの方策を講じてください。また、事故や施設破損については大小を問わず、所定の使用報告書により報告願います。重大な事故については発生時に速やかに施設職員に緊急連絡をしてください。

（使用後のグラウンド整備と清掃）

・使用後はトンボとブラシを使用し、グラウンド整備を充分に行って、次の使用者の支障とならないようにしてください。また、ベンチなど使用した箇所の清掃・後始末も必ず行ってください。

（鍵の返却と報告書などの提出）

・使用後は最終チェックの上、**「鍵」**の返却及び**「時間外使用に係る使用報告書」**を体育館窓口にご提出ください。

（使用の自粛）

・使用する前日から当日の間に降雨（雪）などにより、グラウンドの維持管理に支障となる場合は使用しないでください。これについては施設職員から指示する場合もありますが、指示のない場合や中途からの降雨（雪）などでグラウンドコンディションが悪いと思われる場合も使用しないでください。これは使用後の整備にも影響しますので、厳守願います。

（禁煙）

・グラウンド内及びベンチ内は食事・喫煙の禁止（飲料は良い）です。タバコは所定の場所**（弾正公園内駐車場トイレの横）**でお願いします。

（再使用の制限）

・使用後の状況は**「時間外使用に係る使用報告書」**に基づき、施設職員が確認します。グラウンド整備や後始末・清掃などに不備があれば注意し、次回において改善されない場合はスタジアムの適正な管理の為に、次々回の使用許可申請を受付いたしません。

午後５時以降の時間外使用について

１．午後の使用が午後５時を越える場合

・使用時間を延長する可能性がある場合は使用途中で事前に施設職員に申し出て、時間外使用の許可を受けてください。**（なお、別途、延長料金が発生します。）**
・使用可能時間は日没までとなります。
・使用後の整備・清掃などを行っていただくことになりますので、日没の１５分程度前には試合または練習を終了してください。
・使用後は施設職員に連絡してください。

ご不明な点がありましたら、施設職員にお尋ねください。

施設管理者　合同会社草津市スポーツ振興事業体